

◆ 支所業務のご案内 ◆

桂支所・七会支所の窓口では以下の手続き等ができます。ご利用ください。

住民グループ	住民票・戸籍に関する届出及び証明書の交付
	印鑑登録及び証明書の交付
	死亡届の届出及び埋火葬許可証の交付 ※支所では平日のみ受付。休日の届出は本庁舎で受け付けています。
	県民交通災害共済加入の手続き
	防犯灯の設置及び修繕等の申請
	畜犬の登録及び狂犬病予防に関する手続き
	国民健康保険の加入・脱退の手続き及び各種申請
	国民年金に関する申請
	介護保険に関する申請
	長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に関する手続き
	医療福祉（福・特）制度に関する手続き
	障害者福祉に関する申請
	児童手当・児童扶養手当・特別児童手当に関する手続き
	保育所入退所に関する手続き
上下水道の開始・休止の手続き	
庶務グループ	所得関係証明書の交付
	固定資産税関係証明書の交付
	町税及び上下水道料金等の納付
	町税等の口座振替依頼書の申請
	納税相談
	軽自動車の標識（ナンバー）の交付及び廃止の手続き
	土地台帳の閲覧及び公図の写しの交付
要望や苦情の届出	

問合せ 桂支所 ☎029 - 289 - 2211、七会支所 ☎0296 - 88 - 3111

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます

対象者 離職の翌日から翌年度末までの期間下記のいずれかに該当し、雇用保険を受給している方
 (1) 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などにより離職した方）
 (2) 雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどにより離職した方）

軽減額 国民健康保険税の算定基礎となる前年の所得のうち、給与所得を30/100とみなして算定

軽減期間 離職の翌日から翌年度末までの期間

※再度就職しても、継続して国民健康保険に加入する場合は、期間中対象となります。

制度が開始される以前でも、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに離職した方は、平成22年度分の国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、平成21年度分の国民健康保険税は対象となりません。

申込方法 雇用保険受給資格者証と印鑑を持参し、保険課または各支所の窓口で申し込み。

申込先・問合せ 保険課 国保年金グループ ☎029 - 288 - 3111（内線372）